

小規模工事等契約希望者登録申請書提出要領

■ 「那須塩原市小規模工事等契約希望者登録」について

- 小規模工事等の範囲は、市が発注する小規模な建設工事や修繕でその内容が簡易で、かつ、履行の確保が容易な当該予定金額が50万円未満（予定金額が10万円未満のものを除く。）のものです。
- 登録申請をした方は、登録名簿に登録され、市が小規模工事等を発注する際の指名業者選定の対象となります。**ただし、指名や契約を約束するものではありません。**
- 契約方法は、原則として複数の指名業者との見積競争で最低価格の見積書を提出した方と契約することになります。なお、見積もり依頼に対し、辞退することは自由ですが、その場合は必ず連絡をお願いします。
- 請け負った工事等は、自ら履行することを原則とし、一括下請負（丸投げ）や市が認めた場合以外の下請負はできませんので、希望業種は、自ら施工（履行）できる業種を記載してください。
- 契約の履行は、那須塩原市財務規則その他関係法令に基づき信義にしたがって誠実に履行してください。

1 登録できる者

- 法人にあっては那須塩原市内に主たる事業所（本社、本店）を有する者、個人にあっては住所（住民登録）を有する者とします。ただし、次のいずれかに該当する者は、登録できません。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ていない者
 - ウ 那須塩原市入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されている者
 - エ 希望する業種に必要な資格、免許等を有しない者

2 登録できる業種

- 登録できる業種は、別表に掲げる業種のうち、3業種までです。
- 那須塩原市水道事業の「指定給水装置工事事業者」の指定を受けている方は、当該業種の登録は必要ありません。

3 申請書類

(1) 那須塩原市小規模工事等契約希望者登録申請書

- ・希望する工事の種類は、具体的に分かりやすく、1枠に1業種のみ記入してください。
- ・上段に業種名を、下段のカッコ内に請負可能な具体的な工事を記入してください。
(例) ブロック、左官、足場、塗装、造園、外壁吹付け、土留め、ネットフェンス、電気設備、畳、ふすま、壁紙、ガラス、門扉、内装 等々

(2) 市税等の納税証明書

- ※ 課税課（本庁舎、西那須野庁舎）、塩原支所又は箒根出張所の窓口で発行します。
- ※ 納税証明書は、以下に掲げる税目に関し、過年度分も含めて登録申請時に納期限が到来した税目に未納がない旨の証明があるものとします。

ア 個人の場合

- ・市県民税
- ・固定資産税（※都市計画税を含む）
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税

イ 法人の場合

- ・法人市民税
- ・固定資産税（※都市計画税を含む）
- ・軽自動車税

※徴収猶予又は換価の猶予を受けている場合において、納税証明書の発行が受けられない場合には、徴収猶予許可通知書又は換価の猶予許可通知書の写しを提出してください。

(3) 希望業種に資格、免許等が必要な場合は、その資格、免許等の写し（コピー）

4 登録有効期間

- 3年間（令和8（2026）年9月1日～令和11（2029）年8月31日）

5 登録内容の変更

- 登録申請をした後に、申請事項に変更が生じた場合及び休業し、又は廃業した場合は、その旨を契約検査課まで届け出てください。

6 受付期間

- 令和8（2026）年7月15日（水）から8月17日（月）まで

7 提出方法

- **郵送又は持参**

郵送の場合は、110円切手を貼付した定形の受付書返送用封筒を必ず同封してください。

8 提出先及び問合せ先

- 〒325-8501 那須塩原市共墾社108番地2
那須塩原市 総務部 契約検査課 契約係（東庁舎2階）
TEL 0287-62-7114

別表（小規模工事等の例示）

土木工事	
建築工事	
大工工事	
左官工事	左官工事、モルタル工事、吹付け工事
とび、土工、コンクリート工事	とび工事、足場等仮設工事、鉄筋組立工事、工作物解体工事、杭工事 土工事、コンクリート工事、外構工事
石工事	石積工事、コンクリートブロック積工事
屋根工事	屋根ふき工事
電気工事	引込線工事、屋内配線工事、照明設備工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍・冷蔵設備工事、空調設備工事、厨房設備工事 衛生設備工事
タイル、煉瓦、ブロック工事	コンクリートブロック積工事、煉瓦積工事、タイル張工事
鋼構造物工事	門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋加工組立工事、ガス溶接工事
舗装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事
しゅんせつ工事	
板金工事	板金加工取付工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス加工取付工事
塗装工事	塗装工事、ライニング工事、路面標示工事
防水工事	モルタル防水工事、シーリング工事、シート防水工事
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上げ工事、壁張り工事、畳工事、ふすま工事 家具工事、防音工事
機械器具設置工事	給排水機器設置工事、揚排水機器設置工事
熱絶縁工事	
電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事 データ通信設備工事
造園工事	造園工事、植木の刈込み、芝刈り
さく井工事	さく井工事、揚水設備工事
建具工事	建具取付工事、サッシ取付工事、カーテンウォール取付工事 シャッター取付工事、ふすま工事
解体工事	

